

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年10月6日提出
【計算期間】	第43特定期間(自 2026年1月8日至 2026年7月7日)
【ファンド名】	日本好配当リバランスオープン
【発行者名】	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川 克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	前田 路子
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【電話番号】	03-3516-1432
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
--------	------	--------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 () 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回	グローバル
	年2回	日本
	年4回	北米
	年6回 (隔月)	欧州
	年12回 (毎月)	アジア
	日々	オセアニア
	その他 ()	中南米
		アフリカ
		中近東 (中東)
		エマージング

属性区分の定義

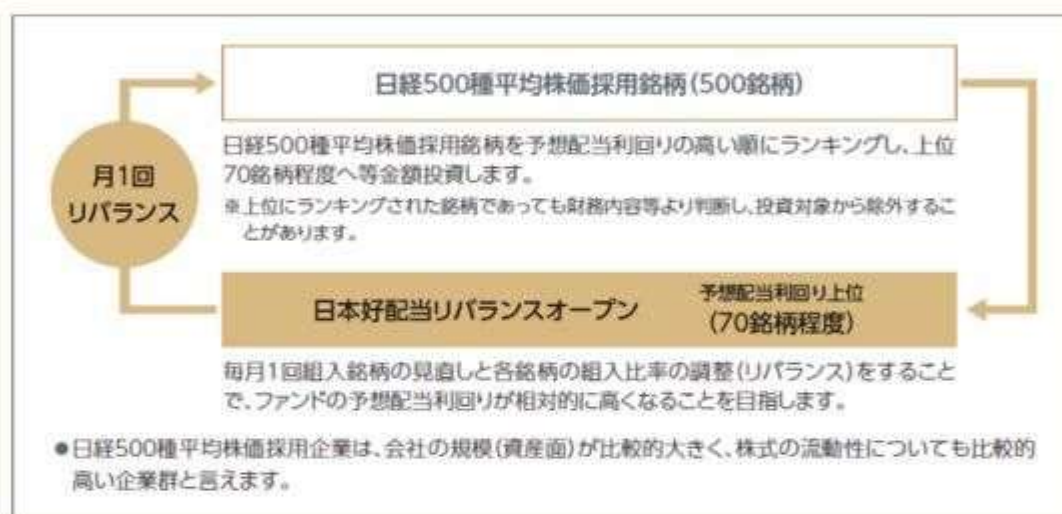
株式 一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
年4回	目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(注) ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でご覧いただけます。

■ ファンドの特色

- 1 わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- 2 運用にあたっては、日経500種平均株価採用銘柄を予想配当利回りの高い順にランキングし、上位の70銘柄程度を投資対象とします。

財務内容や流動性等を勘案し、投資対象銘柄から除外することがあります。また、日経500種平均株価採用銘柄の入替えに伴い、当該指数採用銘柄から除外された銘柄を一時的に組入れている場合や新規に採用されることとなった銘柄を組入れる場合があります。



日経500種平均株価について

株式会社日本経済新聞社が算出する株価指数で、東証プライム市場上場企業の株式から、売買高、売買代金、時価総額の3指標に基づき500銘柄を選んで算出する指数です。(毎年銘柄の見直しが行われています。)

- 「日経500種平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経500種平均株価」自体及び「日経500種平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- 「日経」及び「日経500種平均株価」を示す標準に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。
- 本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経500種平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経500種平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他、「日経500種平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

3 | 投資にあたっては、各銘柄への資産配分が、概ね等金額投資となることを目標に運用を行います。

投資信託財産の規模、組入銘柄の株価変動、ならびに償還準備に入った場合等の要因により等金額投資とならない場合があります。

4 | 組入銘柄の見直しと各銘柄の組入比率の調整(リバランス)は、原則として1ヵ月毎に行います。

リバランス時に日経500種平均株価採用銘柄から除外されることが判明している銘柄については組入対象銘柄から除外し、新規に採用されることが判明している銘柄については組入対象銘柄に含むものとします。

ファンドのリバランスのイメージ図



※株価変動や運用資産の変動に伴って変化した組入銘柄の配分比率を所定の値に調整し直します。

※上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。

5 | 株式の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

6 | 株式以外への資産の投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては上記のような運用ができない場合があります。

● 分配方針

年4回、1月、4月、7月、10月の各月の7日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

分配金の支払いイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、分配対象収益の範囲内で、委託会社が分配可能額を勧案のうえ決定します。なお、1月の決算時の分配金額は、基準価額が当初元本を上回っている場合は、委託会社が基準価額水準を勧案のうえ決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

（2）【ファンドの沿革】

2005年3月23日 投資信託契約締結、設定、運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

2014年4月2日 信託期間の終了日を2015年1月7日から2025年1月7日に変更

2023年7月21日 追加信託金の限度額を1,000億円から2,000億円に変更

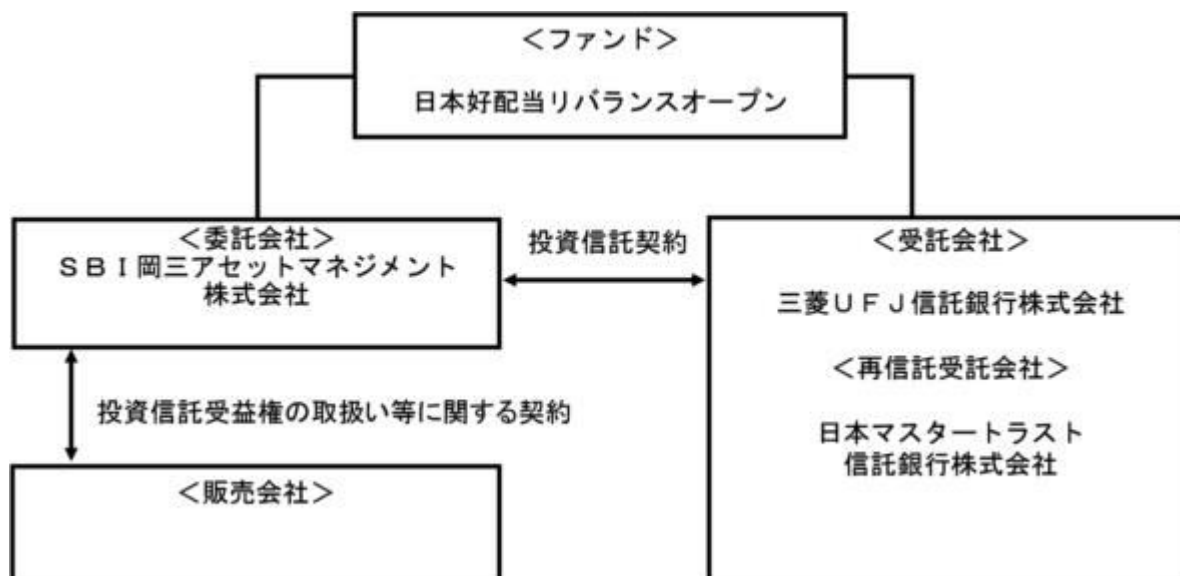
2023年10月7日 信託期間の終了日を2025年1月7日から2045年1月6日に変更

2024年2月9日 追加信託金の限度額を2,000億円から3,000億円に変更

（3）【ファンドの仕組み】



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2026年7月末日現在）

◆ 資本金 1億円

◆ 委託会社の沿革

1964年10月 6日	「日本投信委託株式会社」設立
2008年 4月 1日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2023年 7月 1日	商号を「SBI 岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
SBI グローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	577,400株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	554,701株	49.0%

2 【投資方針】

（１）【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

- イ. わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- ロ. 運用にあたっては、日経500種平均株価採用銘柄を予想配当利回りの高い順にランキングし、上位の70銘柄程度を投資対象とします。ただし、財務内容や流動性等を勘案し、投資対象銘柄から除外することがあります。また、日経500種平均株価採用銘柄の入替えに伴い、当該指数採用銘柄から除外された銘柄を一時的に組入れている場合や新規に採用されることとなった銘柄を組入れる場合があります。
- ハ. 投資にあたっては、各銘柄への資産配分が、概ね等金額投資となることを目標に運用を行います。ただし、投資信託財産の規模、組入銘柄の株価変動、ならびに償還準備に入った場合等の要因により等金額投資とならない場合があります。
- ニ. 組入銘柄の見直しと各銘柄の組入比率の調整（リバランス）は、原則として1ヵ月毎に行います。なお、リバランス時に日経500種平均株価採用銘柄から除外されることが判明している銘柄については組入対象銘柄から除外し、新規に採用されることが判明している銘柄については組入対象銘柄に含むものとします。
- ホ. 株式の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- ヘ. 株式以外への資産の投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- ト. 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等に限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

イ. 株券または新株引受権証書

ロ. 国債証券

ハ. 地方債証券

ニ. 特別の法律により法人の発行する債券

ホ. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ヘ. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

ト. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

チ. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

リ. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

ヌ. コマーシャル・ペーパー

ル. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

ヲ. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、ロ.からル.までの証券または証書の性質を有するもの

ワ. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

カ. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

コ. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

タ. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

レ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ソ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ツ. 外国の者に対する権利でソ.の有価証券の性質を有するもの

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ. 預金

ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ. コール・ローン

ニ. 手形割引市場において売買される手形

ホ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

ヘ. 外国の者に対する権利でホ.の権利の性質を有するもの

c 特別な場合の運用指図

各運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定された運用戦略に基づき、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。
プロダクトモニタリング会議 （月1回開催）	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して改善を促します。
売買分析会議 （月1回開催）	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 （4～6名程度）	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス・リスク管理部 （4～6名程度）	運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。
商品部 （10～12名程度）	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。

■ 社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※ 運用体制等につきましては、2026年7月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

- 3カ月に1回（1月、4月、7月、10月の各月の7日とします。ただし、当該各月の7日が休業日の場合は翌営業日とします。）決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、分配対象収益の範囲内で、委託会社が分配可能額を勘案のうえ決定します。

なお、1月の決算時の分配金額は、基準価額が当初元本を上回っている場合は、委託会社が基準価額水準を勘案のうえ決定します。

c 留保益の運用方針

分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

- 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

(5) 【投資制限】

＜約款に基づく投資制限＞

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■ 投資する株式等の範囲

- a 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b 上記aにかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

■ 信用取引の指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b 上記aの信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記bの売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

■ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a 委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
 - イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

- ロ、先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品（預金、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形に限ります。以下、同じ。）で運用している額の範囲内とします。
- ハ、コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、aおよびbで規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- イ、先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ロ、先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ハ、コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつaおよびbで規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

■ デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■ 有価証券の貸付の指図および範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ、株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。
- ロ、公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないこととします。
- b 上記aに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

<同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）>

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のaの数がbの数を超えることとなる場合には、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a 委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数
- b 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

<投資リスク>

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢

から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

<投資リスクに対する管理体制>（2026年7月末日現在）

- ・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。
- ・ コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、一般社団法人資産運用業協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
- ・ プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- ※ 分配金再投資基準価額は、2021年8月末を10,000として指数化しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- ※ 年間騰落率は、2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	46.0	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値	△ 3.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値	22.8	18.3	22.7	16.2	△ 3.0	6.0	10.2

- ※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※ 2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※ 決算日に対応した数値とは異なります。
- ※ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

（１）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

照会先	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前9時～午後5時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】**■ 信託報酬の総額及びその配分**

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率0.913%（税抜0.83%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.385%（税抜0.35%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.44%（税抜0.40%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.088%（税抜0.08%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.011%（税抜0.01%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目

的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

※ 上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

①収益分配金の課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税等15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

②解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益（譲渡益）は、譲渡所得として、20.315%（所得税等15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%の税率による源泉徴収が行われます。

③損益通算について

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および特定公社債等の利子所得との損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAは、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税等15.315%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

<個別元本について>

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合は、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合は、コース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ③受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<普通分配金、元本払戻金（特別分配金）について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

■ その他

- ・配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。
- ・買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。
- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記の内容は2026年7月末日現在の情報に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2026年1月8日～2026年7月7日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.93%	0.92%	0.01%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

2026年 7月31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	135,155,527,230	96.53
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	4,859,877,779	3.47
合計（純資産総額）		140,015,405,009	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	株式	日本M&Aセンター ホールディングス	サービス 業	3,170,400	685.49	2,173,280,617	637.60	2,021,447,040	1.44
2	日本	株式	ダイセル	化学	1,389,500	1,412.14	1,962,178,939	1,450.50	2,015,469,750	1.44
3	日本	株式	セイノーホールディ ングス	陸運業	763,700	2,679.56	2,046,384,010	2,634.00	2,011,585,800	1.44
4	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	281,800	6,219.00	1,752,514,200	7,135.00	2,010,643,000	1.44
5	日本	株式	UTグループ	サービス 業	10,913,500	178.10	1,943,746,560	184.00	2,008,084,000	1.43
6	日本	株式	NOK	輸送用機 器	658,400	2,914.87	1,919,153,844	3,047.00	2,006,144,800	1.43
7	日本	株式	UBE	化学	628,600	3,210.00	2,017,811,760	3,183.00	2,000,833,800	1.43
8	日本	株式	コスモエネルギー ホールディングス	石油・石 炭製品	502,100	3,888.13	1,952,233,998	3,984.00	2,000,366,400	1.43
9	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	362,800	5,448.36	1,976,666,569	5,513.00	2,000,116,400	1.43
10	日本	株式	全国保証	その他金 融業	638,300	3,139.66	2,004,048,383	3,130.00	1,997,879,000	1.43
11	日本	株式	東洋製罐グループ ホールディングス	金属製品	490,200	4,144.37	2,031,572,352	4,072.00	1,996,094,400	1.43
12	日本	株式	日本取引所グループ	その他金 融業	909,300	2,203.22	2,003,392,873	2,192.50	1,993,640,250	1.42
13	日本	株式	JFEホールディン グス	鉄鋼	1,096,500	1,654.00	1,813,611,000	1,817.50	1,992,888,750	1.42
14	日本	株式	DOWAホールディ ングス	非鉄金属	242,000	8,549.82	2,069,056,556	8,235.00	1,992,870,000	1.42
15	日本	株式	上組	倉庫・運 輸関連業	384,700	5,296.56	2,037,586,873	5,179.00	1,992,361,300	1.42
16	日本	株式	ビジョン	その他製 品	986,000	2,081.66	2,052,526,142	2,020.50	1,992,213,000	1.42
17	日本	株式	安藤・間	建設業	1,091,700	1,825.94	1,993,379,855	1,824.50	1,991,806,650	1.42
18	日本	株式	キャノン	電気機器	449,700	4,317.45	1,941,558,995	4,428.00	1,991,271,600	1.42
19	日本	株式	本田技研工業	輸送用機 器	1,225,000	1,570.50	1,923,862,500	1,625.50	1,991,237,500	1.42
20	日本	株式	ムニノバホールディ ングス	その他金 融業	4,443,500	452.83	2,012,168,097	448.00	1,990,688,000	1.42
21	日本	株式	積水ハウス	建設業	570,600	3,518.43	2,007,616,885	3,488.00	1,990,252,800	1.42
22	日本	株式	王子ホールディン グス	パルプ・ 紙	2,259,400	831.00	1,877,561,400	879.80	1,987,820,120	1.42
23	日本	株式	ティ・エス テック	輸送用機 器	1,081,300	1,777.76	1,922,293,050	1,838.00	1,987,429,400	1.42
24	日本	株式	東京建物	不動産業	586,600	3,420.33	2,006,368,444	3,387.00	1,986,814,200	1.42
25	日本	株式	神戸製鋼所	鉄鋼	956,500	1,909.50	1,826,436,750	2,077.00	1,986,650,500	1.42

26	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	8,883,100	211.60	1,879,663,960	223.40	1,984,484,540	1.42
27	日本	株式	パーソルホールディングス	サービス業	7,520,900	258.32	1,942,802,613	263.80	1,984,013,420	1.42
28	日本	株式	大東建託	不動産業	588,900	3,184.00	1,875,057,600	3,369.00	1,984,004,100	1.42
29	日本	株式	丸井グループ	小売業	668,100	3,002.99	2,006,299,602	2,967.50	1,982,586,750	1.42
30	日本	株式	飯田グループホールディングス	不動産業	865,800	2,242.67	1,941,706,131	2,289.00	1,981,816,200	1.42

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	7.65
		食料品	1.44
		パルプ・紙	1.42
		化学	7.70
		医薬品	6.57
		石油・石炭製品	1.43
		ゴム製品	1.41
		鉄鋼	4.26
		非鉄金属	1.42
		金属製品	4.02
		機械	2.55
		電気機器	1.42
		輸送用機器	13.07
		その他製品	1.42
		電気・ガス業	0.95
		陸運業	1.44
		海運業	2.33
		倉庫・運輸関連業	1.42
		情報・通信業	4.65
		卸売業	0.72
		小売業	2.83
		銀行業	1.19
		証券、商品先物取引業	4.21
		保険業	1.87
		その他金融業	4.78
		不動産業	8.49
		サービス業	5.88
合計			96.53

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

		純資産総額(円)		基準価額（円） （1口当たり）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第24特定期間末	（2017年 1月10日）	3,194,978,029	3,621,854,841	1.0081	1.1421
第25特定期間末	（2017年 7月 7日）	3,866,932,780	3,896,335,658	1.0448	1.0528
第26特定期間末	（2018年 1月 9日）	3,627,581,350	4,291,266,160	1.0063	1.1903
第27特定期間末	（2018年 7月 9日）	4,512,515,074	4,550,716,426	0.9228	0.9308
第28特定期間末	（2019年 1月 7日）	5,927,988,566	5,977,530,371	0.8325	0.8405
第29特定期間末	（2019年 7月 8日）	7,690,926,655	7,763,073,330	0.8457	0.8537
第30特定期間末	（2020年 1月 7日）	6,209,010,445	6,270,320,377	0.8945	0.9025
第31特定期間末	（2020年 7月 7日）	4,729,342,307	4,781,434,721	0.7337	0.7417
第32特定期間末	（2021年 1月 7日）	4,834,443,164	4,883,857,641	0.8042	0.8122
第33特定期間末	（2021年 7月 7日）	4,938,219,611	4,982,244,103	0.9054	0.9134
第34特定期間末	（2022年 1月 7日）	5,052,625,367	5,093,864,733	1.0000	1.0080
第35特定期間末	（2022年 7月 7日）	5,489,857,917	5,530,723,200	1.0581	1.0661
第36特定期間末	（2023年 1月10日）	10,317,149,430	11,778,282,219	1.0041	1.1481
第37特定期間末	（2023年 7月 7日）	62,460,468,837	62,767,928,693	1.2105	1.2185
第38特定期間末	（2024年 1月 9日）	148,844,681,101	167,608,341,705	1.2108	1.3648
第39特定期間末	（2024年 7月 8日）	188,175,236,938	189,328,883,057	1.3400	1.3480
第40特定期間末	（2025年 1月 7日）	142,236,457,375	157,045,090,138	1.1945	1.3185
第41特定期間末	（2025年 7月 7日）	122,512,661,209	123,359,368,431	1.2082	1.2162
第42特定期間末	（2026年 1月 7日）	127,020,642,314	140,055,539,357	1.4045	1.5485
第43特定期間末	（2026年 7月 7日）	136,348,361,497	137,066,865,705	1.5401	1.5481
	2025年 7月末日	126,532,556,596	—	1.2803	—
	8月末日	129,345,589,971	—	1.3520	—
	9月末日	128,628,736,528	—	1.3709	—
	10月末日	126,209,911,333	—	1.3693	—
	11月末日	133,844,812,983	—	1.4694	—
	12月末日	136,689,616,040	—	1.5103	—
	2026年 1月末日	130,104,672,536	—	1.4180	—
	2月末日	142,148,959,150	—	1.5548	—
	3月末日	129,933,426,327	—	1.4240	—
	4月末日	128,871,954,402	—	1.4213	—
	5月末日	131,823,645,482	—	1.4666	—
	6月末日	132,019,264,266	—	1.4863	—
	7月末日	140,015,405,009	—	1.5752	—

②【分配の推移】

	期間	分配金 （1口当たり）
第24特定期間	2016年 7月 8日～2017年 1月10日	0.1340円

第25特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月 7日	0.0080円
第26特定期間	2017年 7月 8日～2018年 1月 9日	0.1840円
第27特定期間	2018年 1月10日～2018年 7月 9日	0.0080円
第28特定期間	2018年 7月10日～2019年 1月 7日	0.0080円
第29特定期間	2019年 1月 8日～2019年 7月 8日	0.0080円
第30特定期間	2019年 7月 9日～2020年 1月 7日	0.0080円
第31特定期間	2020年 1月 8日～2020年 7月 7日	0.0080円
第32特定期間	2020年 7月 8日～2021年 1月 7日	0.0080円
第33特定期間	2021年 1月 8日～2021年 7月 7日	0.0080円
第34特定期間	2021年 7月 8日～2022年 1月 7日	0.0080円
第35特定期間	2022年 1月 8日～2022年 7月 7日	0.0080円
第36特定期間	2022年 7月 8日～2023年 1月10日	0.1440円
第37特定期間	2023年 1月11日～2023年 7月 7日	0.0080円
第38特定期間	2023年 7月 8日～2024年 1月 9日	0.1540円
第39特定期間	2024年 1月10日～2024年 7月 8日	0.0080円
第40特定期間	2024年 7月 9日～2025年 1月 7日	0.1240円
第41特定期間	2025年 1月 8日～2025年 7月 7日	0.0080円
第42特定期間	2025年 7月 8日～2026年 1月 7日	0.1440円
第43特定期間	2026年 1月 8日～2026年 7月 7日	0.0080円

③【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第24特定期間	2016年 7月 8日～2017年 1月10日	42.8
第25特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月 7日	4.4
第26特定期間	2017年 7月 8日～2018年 1月 9日	13.9
第27特定期間	2018年 1月10日～2018年 7月 9日	△7.5
第28特定期間	2018年 7月10日～2019年 1月 7日	△8.9
第29特定期間	2019年 1月 8日～2019年 7月 8日	2.5
第30特定期間	2019年 7月 9日～2020年 1月 7日	6.7
第31特定期間	2020年 1月 8日～2020年 7月 7日	△17.1
第32特定期間	2020年 7月 8日～2021年 1月 7日	10.7
第33特定期間	2021年 1月 8日～2021年 7月 7日	13.6
第34特定期間	2021年 7月 8日～2022年 1月 7日	11.3
第35特定期間	2022年 1月 8日～2022年 7月 7日	6.6
第36特定期間	2022年 7月 8日～2023年 1月10日	8.5
第37特定期間	2023年 1月11日～2023年 7月 7日	21.4
第38特定期間	2023年 7月 8日～2024年 1月 9日	12.7
第39特定期間	2024年 1月10日～2024年 7月 8日	11.3
第40特定期間	2024年 7月 9日～2025年 1月 7日	△1.6
第41特定期間	2025年 1月 8日～2025年 7月 7日	1.8
第42特定期間	2025年 7月 8日～2026年 1月 7日	28.2
第43特定期間	2026年 1月 8日～2026年 7月 7日	10.2

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第24特定期間	357,565,276	1,223,592,316
第25特定期間	1,077,840,202	546,004,573
第26特定期間	632,476,985	728,938,697
第27特定期間	1,629,372,873	344,259,886
第28特定期間	2,761,654,668	530,485,409
第29特定期間	2,925,094,455	951,535,940
第30特定期間	351,993,899	2,505,277,114
第31特定期間	235,552,558	730,691,677
第32特定期間	168,290,459	603,167,069
第33特定期間	590,728,113	1,148,016,858
第34特定期間	348,121,025	749,757,969
第35特定期間	883,088,263	747,115,401
第36特定期間	6,125,222,267	1,038,164,613
第37特定期間	45,509,703,368	4,186,737,794
第38特定期間	81,901,732,891	10,568,896,778
第39特定期間	32,669,309,950	15,175,086,709
第40特定期間	307,852,170	21,660,095,453
第41特定期間	6,375,937,053	24,050,416,626
第42特定期間	3,233,504,820	14,193,778,241
第43特定期間	6,222,851,267	8,131,668,338

《参考情報》

2026年7月31日現在

運用実績

● 基準価額・純資産の推移

2016年8月1日～2026年7月31日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

● 分配金の推移

2026年 7月	40円
2026年 4月	40円
2026年 1月	1,400円
2025年10月	40円
2025年 7月	40円
設定来累計	14,650円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

● 主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
株式	96.53%
その他資産	3.47%
合計	100.00%

業種別配分

業種	純資産比率
輸送用機器	13.07%
不動産業	8.49%
化学	7.70%
建設業	7.65%
医薬品	6.57%

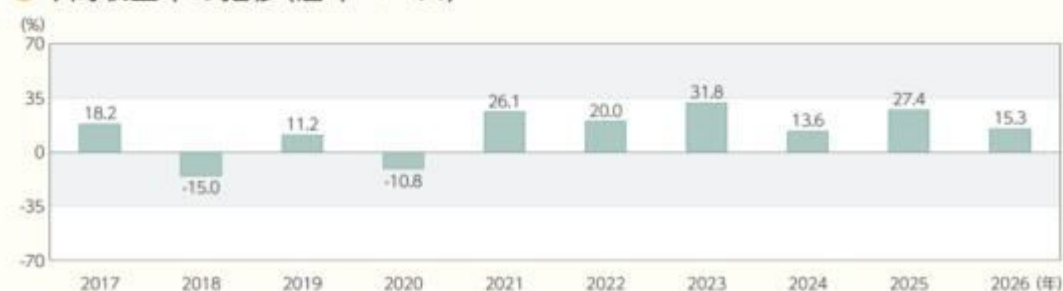
※組入上位5業種です。

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄名	業種	純資産比率
日本M&Aセンターホールディングス	サービス業	1.44%
ダイセル	化学	1.44%
セイノーホールディングス	陸運業	1.44%
日本たばこ産業	食料品	1.44%
UTグループ	サービス業	1.43%
NOK	輸送用機器	1.43%
UBE	化学	1.43%
コスモエネルギーホールディングス	石油・石炭製品	1.43%
武田薬品工業	医薬品	1.43%
全国保証	その他金融業	1.43%

● 年間収益率の推移（暦年ベース）



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2026年は年初から7月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

■ 取得申込受付時間

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 取得申込手続

- 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。
- 申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
- 申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- 申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。
詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前9時～午後5時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。また、信託財産留保額也没有ありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することができるものとします。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前9時～午後5時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ わが国の金融商品取引所上場株式の評価

わが国の金融商品取引所上場株式は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

■ 株価指数先物取引の評価

株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前9時～午後5時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、2005年3月23日から2045年1月6日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎年1月8日から4月7日まで、4月8日から7月7日まで、7月8日から10月7日まで、10月8日から翌年1月7日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（５）【その他】

■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回った場合、日経500種平均株価が改廃となった場合、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記cからeまでの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「投資信託約款の変更」dに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この投資信託約款を変更しようとするときは、上記bからeの規定に従います。

■ 反対者の買取請求権

前述の投資信託契約の解約（繰上償還）又は投資信託約款の変更を行う場合において、一定

の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 運用報告書

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年1月8日から7月7日まで、7月8日から翌年1月7日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約又は投資信託約款を変更した場合において、委託会社の変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4 【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2.当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43特定期間(2026年 1月 8日から 2026年 7月 7日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

日本好配当リバランスオープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第42特定期間末 (2026年 1月 7日現在)	第43特定期間末 (2026年 7月 7日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	5,448,711,125	209,470,879
コール・ローン	9,850,674,972	1,679,149,738
株式	126,067,286,130	134,953,421,260
未収入金	2,386,689,478	-
未収配当金	370,172,080	347,847,050
未収利息	190,266	43,966
流動資産合計	144,123,724,051	137,189,932,893
資産合計	144,123,724,051	137,189,932,893
負債の部		
流動負債		
未払金	3,911,917,555	-
未払収益分配金	12,661,390,679	354,118,751
未払解約金	224,317,723	185,072,189
未払受託者報酬	29,091,035	28,798,145
未払委託者報酬	272,728,394	269,982,571
その他未払費用	3,636,351	3,599,740
流動負債合計	17,103,081,737	841,571,396
負債合計	17,103,081,737	841,571,396
純資産の部		
元本等		
元本	*1 90,438,504,852	*1 88,529,687,781
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	36,582,137,462	47,818,673,716
（分配準備積立金）	16,587,169,234	26,961,326,928
元本等合計	127,020,642,314	136,348,361,497
純資産合計	*2 127,020,642,314	*2 136,348,361,497
負債純資産合計	144,123,724,051	137,189,932,893

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第42特定期間 自 2025年 7月 8日 至 2026年 1月 7日	第43特定期間 自 2026年 1月 8日 至 2026年 7月 7日
営業収益		
受取配当金	2,674,888,482	2,442,616,060
受取利息	5,645,169	4,508,195
有価証券売買等損益	30,156,901,452	11,114,416,960
その他収益	6,264	1,525
営業収益合計	32,837,441,367	13,561,542,740
営業費用		
受託者報酬	57,542,251	57,754,062
委託者報酬	539,458,495	541,444,244
その他費用	7,192,722	7,219,202
営業費用合計	604,193,468	606,417,508
営業利益又は営業損失（△）	32,233,247,899	12,955,125,232
経常利益又は経常損失（△）	32,233,247,899	12,955,125,232
当期純利益又は当期純損失（△）	32,233,247,899	12,955,125,232
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,217,172,322	236,445,353
期首剰余金又は期首欠損金（△）	21,113,882,936	36,582,137,462
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,257,095,651	2,740,229,251
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,257,095,651	2,740,229,251
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,770,019,659	3,503,868,668
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,770,019,659	3,503,868,668
分配金	*1 13,034,897,043	*1 718,504,208
期末剰余金又は期末欠損金（△）	36,582,137,462	47,818,673,716

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	第43特定期間 自 2026年 1月 8日 至 2026年 7月 7日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金	原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。
	有価証券売買等損益	約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い	当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表を6ヵ月毎に作成しており、2026年 1月 8日から2026年 7月 7日までを特定期間としております。

(貸借対照表に関する注記)

第42特定期間末 (2026年 1月 7日現在)	第43特定期間末 (2026年 7月 7日現在)
*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 90,438,504,852口	*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 88,529,687,781口
*2. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.4045円 (10,000口当たりの純資産額 14,045円)	*2. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.5401円 (10,000口当たりの純資産額 15,401円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第42特定期間 自 2025年 7月 8日 至 2026年 1月 7日	第43特定期間 自 2026年 1月 8日 至 2026年 7月 7日
*1. 分配金の計算過程 第82計算期間(2025年 7月 8日～2025年10月 7日) 費用控除後の配当等収A 2,212,924,059円 益額 費用控除後・繰越欠損B 10,025,037,632円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 48,900,358,840円 分配準備積立金額 D 3,382,286,438円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 64,520,606,969円 収益額 当ファンドの期末残存F 93,376,591,118口 口数 10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000 6,909円 配対象額 10,000口当たり分配金H 40円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 373,506,364円 第83計算期間(2025年10月 8日～2026年 1月 7日) 費用控除後の配当等収A 399,329,634円 益額 費用控除後・繰越欠損B 14,366,548,075円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 47,646,889,433円 分配準備積立金額 D 14,482,682,204円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 76,895,449,346円 収益額 当ファンドの期末残存F 90,438,504,852口 口数	*1. 分配金の計算過程 第84計算期間(2026年 1月 8日～2026年 4月 7日) 費用控除後の配当等収A 1,866,193,055円 益額 費用控除後・繰越欠損B 3,124,363,760円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 48,839,527,867円 分配準備積立金額 D 15,864,864,261円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 69,694,948,943円 収益額 当ファンドの期末残存F 91,096,364,360口 口数 10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000 7,650円 配対象額 10,000口当たり分配金H 40円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 364,385,457円 第85計算期間(2026年 4月 8日～2026年 7月 7日) 費用控除後の配当等収A 439,350,027円 益額 費用控除後・繰越欠損B 7,288,773,037円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 47,791,275,282円 分配準備積立金額 D 19,587,322,615円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 75,106,720,961円 収益額 当ファンドの期末残存F 88,529,687,781口 口数

第42特定期間 自 2025年 7月 8日 至 2026年 1月 7日		第43特定期間 自 2026年 1月 8日 至 2026年 7月 7日	
10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	8,502円	10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	8,483円
配対象額		配対象額	
10,000口当たり分配金H	1,400円	10,000口当たり分配金H	40円
額		額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	12,661,390,679円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	354,118,751円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別	第42特定期間 自 2025年 7月 8日 至 2026年 1月 7日	第43特定期間 自 2026年 1月 8日 至 2026年 7月 7日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制		当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、資産運用業協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	期 別	第42特定期間末 (2026年 1月 7日現在)	第43特定期間末 (2026年 7月 7日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第42特定期間 自 2025年 7月 8日 至 2026年 1月 7日	第43特定期間 自 2026年 1月 8日 至 2026年 7月 7日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第43特定期間 自 2026年 1月 8日 至 2026年 7月 7日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第42特定期間末 (2026年 1月 7日現在)	第43特定期間末 (2026年 7月 7日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 101,398,778,273円	期首元本額 90,438,504,852円
期中追加設定元本額 3,233,504,820円	期中追加設定元本額 6,222,851,267円
期中一部解約元本額 14,193,778,241円	期中一部解約元本額 8,131,668,338円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第42特定期間末（2026年 1月 7日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	10,824,928,545
合計	10,824,928,545

第43特定期間末（2026年 7月 7日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,330,099,494
合計	3,330,099,494

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

① 株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	安藤・間	1,036,900	1,826.00	1,893,379,400	
		住友林業	1,373,200	1,376.50	1,890,209,800	
		大和ハウス工業	418,200	4,576.00	1,913,683,200	
		積水ハウス	549,800	3,520.00	1,935,296,000	
		インフロニア・ホールディングス	692,700	2,769.50	1,918,432,650	
		日本たばこ産業	308,100	6,219.00	1,916,073,900	
		王子ホールディングス	2,308,000	831.00	1,917,948,000	
		クラレ	1,101,900	1,704.50	1,878,188,550	
		ダイセル	1,351,600	1,411.00	1,907,107,600	
		U B E	580,400	3,212.00	1,864,244,800	
		関西ペイント	699,900	2,791.00	1,953,420,900	
		ポーラ・オルビスホールディングス	1,469,400	1,342.00	1,971,934,800	
		武田薬品工業	360,200	5,448.00	1,962,369,600	

アステラス製薬	869,200	2,174.50	1,890,075,400
エーザイ	448,900	4,305.00	1,932,514,500
ツムラ	499,700	3,775.00	1,886,367,500
第一三共	714,400	2,719.00	1,942,453,600
コスモエネルギーホールディングス	485,100	3,885.00	1,884,613,500
住友ゴム工業	885,200	2,317.50	2,051,451,000
日本製鉄	3,436,100	560.30	1,925,246,830
神戸製鋼所	992,200	1,909.50	1,894,605,900
J F Eホールディングス	1,191,400	1,654.00	1,970,575,600
DOWAホールディングス	214,200	8,586.00	1,839,121,200
東洋製罐グループホールディングス	453,000	4,149.00	1,879,497,000
三和ホールディングス	488,300	3,866.00	1,887,767,800
L I X I L	1,025,700	1,891.50	1,940,111,550
SANKYO	1,174,100	1,670.50	1,961,334,050
キヤノン	444,300	4,316.00	1,917,598,800
トヨタ紡織	849,100	2,236.00	1,898,587,600
デンソー	985,100	1,985.00	1,955,423,500
いすゞ自動車	857,300	2,389.50	2,048,518,350
トヨタ自動車	676,200	2,946.00	1,992,085,200
NOK	640,700	2,911.00	1,865,077,700
マツダ	1,699,000	1,145.00	1,945,355,000
本田技研工業	1,258,500	1,570.50	1,976,474,250
S U B A R U	774,600	2,573.50	1,993,433,100
ヤマハ発動機	1,506,500	1,283.00	1,932,839,500
テイ・エス テック	1,068,500	1,777.00	1,898,724,500
ピジョン	898,900	2,087.50	1,876,453,750
東北電力	1,732,300	1,087.00	1,883,010,100
セイノーホールディングス	710,900	2,683.00	1,907,344,700
日本郵船	355,200	5,253.00	1,865,865,600
商船三井	352,900	5,322.00	1,878,133,800
川崎汽船	745,700	2,519.50	1,878,791,150
上組	364,500	5,304.00	1,933,308,000
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	848,700	2,409.00	2,044,518,300
フジ・メディア・ホールディングス	481,200	4,145.00	1,994,574,000
N T T	12,900,400	148.00	1,909,259,200
ソフトバンク	8,954,300	211.60	1,894,729,880
日本瓦斯	641,800	2,889.50	1,854,481,100
丸井グループ	647,600	3,004.00	1,945,390,400
セブン銀行	6,623,000	293.10	1,941,201,300
大和証券グループ本社	1,154,000	1,762.50	2,033,925,000
松井証券	1,945,900	995.00	1,936,170,500
マネックスグループ	2,952,900	686.00	2,025,689,400

計	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	435,900	4,534.00	1,976,370,600	
	第一ライフグループ	1,048,600	1,859.50	1,949,871,700	
	ムニノバホールディングス	4,243,600	453.00	1,922,350,800	
	全国保証	609,400	3,141.00	1,914,125,400	
	三菱HCキャピタル	1,404,300	1,382.00	1,940,742,600	
	大東建託	599,900	3,184.00	1,910,081,600	
	ヒューリック	1,086,500	1,771.00	1,924,191,500	
	野村不動産ホールディングス	1,968,800	958.50	1,887,094,800	
	東急不動産ホールディングス	1,418,900	1,338.50	1,899,197,650	
	飯田グループホールディングス	846,600	2,241.50	1,897,653,900	
	東京建物	559,600	3,422.00	1,914,951,200	
	日本M&Aセンターホールディングス	2,923,100	689.90	2,016,646,690	
	UTグループ	10,719,300	178.00	1,908,035,400	
	パーソルホールディングス	7,489,700	258.30	1,934,589,510	
	ディップ	1,031,400	1,864.00	1,922,529,600	
	銘柄数：70			134,953,421,260	
	組入時価比率：99.0%			100.0%	
合 計				134,953,421,260	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年 7月31日現在)

I 資産総額	151,429,132,486円
II 負債総額	11,413,727,477円
III 純資産総額（I－II）	140,015,405,009円
IV 発行済数量	88,887,641,369口
V 1単位あたり純資産額（III/IV）	1.5752円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。

- 受益者等に対する特典
該当事項はありません。

- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○**受益権の再分割**

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○**質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて**

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2026年7月末日現在）

資本金の額	1億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	1,132,101株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022年11月30日	60億284千円（10億円）
2023年 3月14日	1億円（60億284千円）

(2) 委託会社の機構（2026年7月末日現在）

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーに問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2026年7月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	137	19,947
追加型公社債投資信託	1	3,930
単位型株式投資信託	37	905
単位型公社債投資信託	15	243
合計	190	25,026

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日現在)	当事業年度 (2026年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,765,684	14,478,873
有価証券	73,110	2,096
未収委託者報酬	2,072,469	3,748,130
未収運用受託報酬	15,446	133,174
未収投資助言報酬	11,876	11,876
前払費用	153,984	193,646
未収収益	30,236	39,693
短期差入保証金	—	126,102
その他の流動資産	12,726	12,818
流動資産合計	17,135,533	18,746,412
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 160,120	※ 121,058
器具備品	※ 13,847	※ 31,245
有形固定資産合計	173,967	152,303
無形固定資産		
ソフトウェア	12,536	13,103
電話加入権	2,122	2,122
無形固定資産合計	14,659	15,226
投資その他の資産		
投資有価証券	1,230,152	1,566,077
長期差入保証金	252,245	126,142
前払年金費用	83,267	103,024
関係会社株式	—	177,217
その他の関係会社有価証券	—	610,818
その他	480	2,474
投資その他の資産合計	1,566,145	2,585,753
固定資産合計	1,754,772	2,753,283
資産合計	18,890,306	21,499,695

	前事業年度 (2025年3月31日現在)	当事業年度 (2026年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	28,552	39,779
前受収益	—	259
未払金	1,179,355	2,029,643
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	1,163,520	1,996,265
その他未払金	10,833	28,377
未払費用	237,473	385,762
未払法人税等	452,663	523,453

未払消費税等	134,264	132,929
未払配当金	200,000	—
賞与引当金	90,000	120,000
資産除去債務	—	61,446
流動負債合計	2,322,310	3,293,274
固定負債		
退職給付引当金	228,723	207,299
役員退職慰労引当金	9,360	11,240
資産除去債務	95,344	30,647
繰延税金負債	114,869	86,516
長期預り敷金保証金	—	2,831
固定負債合計	448,297	338,534
負債合計	2,770,607	3,631,809
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	11,467,068	11,467,068
資本剰余金合計	11,467,068	11,467,068
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,960,947	5,704,802
利益剰余金合計	4,140,777	5,884,632
株主資本合計	15,707,845	17,451,700
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	411,853	416,185
評価・換算差額等合計	411,853	416,185
純資産合計	16,119,698	17,867,886
負債・純資産合計	18,890,306	21,499,695

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	13,077,482	16,255,417
運用受託報酬	37,259	225,098
投資助言報酬	27,565	27,600
その他営業収益	14,575	12,574
営業収益合計	13,156,882	16,520,690
営業費用		
支払手数料	7,012,057	8,714,828
広告宣伝費	103,154	106,388
公告費	15	50
受益権管理費	15,855	15,852
調査費	1,619,742	2,253,559
調査費	284,587	324,333

委託調査費	1,335,154	1,929,226
委託計算費	297,339	326,764
営業雑経費	351,339	468,501
通信費	64,085	64,383
印刷費	167,468	159,612
諸経費	57,894	136,536
協会費	5,753	6,316
諸会費	3,237	6,167
業務委託費	52,899	95,486
営業費用合計	9,399,503	11,885,945
一般管理費		
給料	1,159,164	1,235,480
役員報酬	76,130	85,177
給料・手当	1,079,034	1,138,802
賞与	4,000	11,500
交際費	1,852	1,890
寄付金	22,830	21,266
旅費交通費	14,822	15,545
租税公課	15,014	60,742
不動産賃借料	253,559	254,039
賞与引当金繰入	90,000	119,600
退職給付費用	9,770	15,532
役員退職慰労引当金繰入	1,870	1,880
固定資産減価償却費	25,220	56,316
諸経費	355,125	450,603
一般管理費合計	1,949,229	2,232,897
営業利益	1,808,149	2,401,847

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	44,774	54,030
受取利息	13,725	64,816
有価証券利息	4,822	—
投資事業組合運用益	—	7,415
雑益	5,531	5,500
営業外収益合計	68,853	131,763
営業外費用		
固定資産除却損	0	1,834
為替差損	9	217
投資事業組合運用損	—	707
雑損	0	1
営業外費用合計	9	2,761
経常利益	1,876,993	2,530,849
特別利益		
有価証券償還益	—	23,251
投資有価証券売却益	2,082	—
投資有価証券償還益	17,403	28,142
為替差益	294	—

特別利益合計	19,779	51,393
特別損失		
有価証券償還損	36	—
投資有価証券売却損	6,588	2,500
投資有価証券償還損	1,752	—
特別損失合計	8,376	2,500
税引前当期純利益	1,888,396	2,579,743
法人税、住民税及び事業税	645,087	866,918
法人税等調整額	4,776	△ 31,030
法人税等合計	649,863	835,887
当期純利益	1,238,532	1,743,855

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余 金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210
当期変動額										
剰 余 金 の 配 当					△ 200,000	△200,000	△200,000			△200,000
当期純利益					1,238,532	1,238,532	1,238,532			1,238,532
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）								56,955	56,955	56,955
当期変動額合計	—	—	—	—	1,038,532	1,038,532	1,038,532	56,955	56,955	1,095,488
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	3,960,947	4,140,777	15,707,845	411,853	411,853	16,119,698

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備 金	その他 利益剰余金	利益剰余 金合計				
					繰越利益剰余 金					
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	3,960,947	4,140,777	15,707,845	411,853	411,853	16,119,698
当期変動額										
剰余金の配 当										
当期純利益					1,743,855	1,743,855	1,743,855			1,743,855
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）								4,332	4,332	4,332
当期変動額合計	—	—	—	—	1,743,855	1,743,855	1,743,855	4,332	4,332	1,748,187

当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	5,704,802	5,884,632	17,451,700	416,185	416,185	17,867,886
-------	---------	------------	------------	---------	-----------	-----------	------------	---------	---------	------------

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

② 市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 86,516千円

上記の繰延税金負債86,516千円は、繰延税金資産213,088千円と繰延税金負債299,604千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を每期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計上の見積りの変更）

有形固定資産の耐用年数と資産除去債務の見積りの変更

2026年12月末をもって本社事務所の賃借期間が満了となりますが、区画を縮小して更新することを当事業年度において決定いたしました。これに伴い、移転後利用見込みのない固定資産の耐用年数を残存使用見込期間まで短縮し、将来にわたり変更しております。加えて、不動産賃貸契約に基づく原状回復に係る費用については、当事業年度において履行時期を見直し、返却区画については、移転日までの期間で資産除去債務

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	A種優先株式	200,000千円	利益剰余金	360円55銭	2025年3月31日	2025年6月24日

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	577,400	—	—	577,400
A種優先株式（株）	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	A種優先株式	200,000千円	360円55銭	2025年3月31日	2025年6月24日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1年以内	252,205	189,153
1年超	189,153	—
合計	441,359	189,153

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物

為替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

デリバティブ取引は、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,114,461	1,114,461	—
(2) 長期差入保証金	252,245	204,580	△ 47,664

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	2,096	2,096	—
(2) 投資有価証券	1,450,386	1,450,386	—
(3) 長期差入保証金	126,142	81,893	△ 44,249

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」、「短期差入保証金」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載

を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額
(単位：千円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691
関係会社株式	177,217

非上場株式及び関係会社株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

投資事業有限責任組合への出資等（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第4項(1)に定める事項を注記していません。

なお、貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資等	610,818

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に

係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	673,118	441,343	—	1,114,461

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	204,580	—	204,580

当事業年度（2026年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	2,096	—	2,096
投資有価証券	662,123	788,263	—	1,450,386

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	81,893	—	81,893

(注1) 金融商品の時価の算定方法

有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

長期差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,765,684	—	—	—
未収委託者報酬	2,072,469	—	—	—
未収運用受託報酬	15,446	—	—	—
未収投資助言報酬	11,876	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	73,110	122,598	78,180	171,848
長期差入保証金	—	—	—	252,245
合計	16,938,586	122,598	78,180	424,093

当事業年度（2026年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,478,873	—	—	—
未収委託者報酬	3,748,130	—	—	—
未収運用受託報酬	133,174	—	—	—
未収投資助言報酬	11,876	—	—	—
短期差入保証金	126,102	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	2,096	615,899	9,773	84,570
長期差入保証金	—	—	—	126,142

合計	18,500,253	615,899	9,773	210,712
----	------------	---------	-------	---------

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	673,118	81,624	591,493
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	381,166	322,000	59,166
小計		1,054,284	403,624	650,660
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	133,287	146,407	△13,120
小計		133,287	146,407	△13,120
合計		1,187,571	550,032	637,539

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。）

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	662,123	81,429	580,693
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	721,366	653,677	67,689
小計		1,383,489	735,107	648,382
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	68,992	72,825	△3,833
小計		68,992	72,825	△3,833
合計		1,452,482	807,932	644,549

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。）

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	558,081	2,082	6,588
合計	558,081	2,082	6,588

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	21,403	—	2,500
合計	21,403	—	2,500

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度については、期末時点で保有していないため、記載しておりません。また、当事業年度については、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
退職給付債務の期首残高	461,310	379,042
勤務費用	34,013	31,214
利息費用	3,413	5,950
数理計算上の差異の発生額	△17,114	△35,160
退職給付の支払額	△102,581	△70,823
退職給付債務の期末残高	379,042	310,223

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	368,298	323,663
期待運用収益	1,841	1,618
数理計算上の差異の発生額	△15,099	25,115
事業主からの拠出額	13,649	12,461
退職給付の支払額	△45,026	△37,132
年金資産の期末残高	323,663	325,725

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	181,430	147,900
年金資産	△323,663	△325,725
	△142,232	△177,825
非積立型制度の退職給付債務	197,611	162,322
未積立退職給付債務	55,379	△15,502
未認識数理計算上の差異	90,076	119,777
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,455	104,275
退職給付引当金	228,723	207,299
前払年金費用	△83,267	△103,024
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,455	104,275

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	34,013	31,214
利息費用	3,413	5,950
期待運用収益	△1,841	△1,618
数理計算上の差異の費用処理額	△35,804	△30,575
確定給付制度に係る退職給付費用	△218	4,971

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
株式	43.1%	44.8%
一般勘定	20.7%	19.7%

債券	21.5%	23.8%
その他	14.7%	11.7%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
割引率	1.57%	2.62%
長期期待運用収益率	0.50%	1.00%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度11,041千円、当事業年度10,951千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	81,036	73,446
役員退職慰労引当金	3,316	3,982
賞与引当金	31,131	42,516
その他有価証券評価差額金	4,648	1,358
投資有価証券評価損	11,790	3,607
資産除去債務	33,780	32,628
未払事業税	41,892	53,437
減価償却費超過額	—	6,455
その他	11,144	13,527
繰延税金資産小計	218,739	230,959
評価性引当額	△ 40,209	△ 17,871
繰延税金資産の合計	178,529	213,088
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 230,334	△ 229,722
未収配当金	△ 7,494	△ 11,179
資産除去債務に対応する除去費用	△ 26,068	△ 22,201
前払年金費用	△ 29,501	△ 36,501
繰延税金負債の合計	△ 293,399	△ 299,604
繰延税金資産(負債)の純額	△ 114,869	△ 86,516

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
--	-----------------------	-----------------------

法定実効税率 （調整）	—	34.59%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△ 0.12%
住民税均等割	—	0.15%
税額控除	—	△ 1.25%
評価性引当額の増減	—	△ 0.87%
その他	—	△ 0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	32.40%

（注）前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（企業結合等関係）

取得による企業結合

2025年8月19日開催の取締役会にて、投資事業組合の組成・運用等を行うSBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社（旧商号：岡三キャピタルパートナーズ株式会社）及び同社が無限責任組合員として運営するOCP1号投資事業有限責任組合並びにOCP2号投資事業有限責任組合の株式及び出資持分を取得することを決議し、2025年9月30日付で当該譲渡手続きが完了し、当該会社等を子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及びその事業の内容

名称	事業の内容
SBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社（旧商号：岡三キャピタルパートナーズ株式会社）	投資事業組合の組成・運用等
OCP1号投資事業有限責任組合	ベンチャー企業、および上場を視野に入れたミドル・レイターステージの企業への投資事業
OCP2号投資事業有限責任組合	ベンチャー企業、および上場を視野に入れたミドル・レイターステージの企業への投資事業

（2）企業結合を行った主な理由

ベンチャーキャピタル事業における豊富な実績と専門性を活用し、事業領域のさらなる拡充と競争力を強化するため。

（3）企業結合日

2025年9月30日

（4）企業結合の法的形式

金銭を対価とする株式取得

（5）結合後企業の名称

SBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社は、10月1日付で岡三キャピタルパートナーズ株式会社から商号を変更しております。

OCP1号投資事業有限責任組合並びにOCP2号投資事業有限責任組合については、企業結合前後において名称の変更はありません。

（6）取得した議決権比率

SBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社

100%取得

OCP1号投資事業有限責任組合

取得した出資持分比率 99.5%

OCP2号投資事業有限責任組合

取得した出資持分比率 99.5%

（7）取得企業を決定するに至った根拠

当社が金銭を対価として株式及び出資持分を取得したことによります。

2. 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年10月1日から2026年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

SBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社

取得の対価（金銭）177,217千円

取得原価 同上

OCP1号投資事業有限責任組合

取得の対価（金銭）461,305千円

取得原価 同上

OCP2号投資事業有限責任組合

取得の対価（金銭）235,194千円

取得原価 同上

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

前事業年度

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

当事業年度

本店事務所のうち2026年12月末返却区画については、残存使用見込期間を9か月とし、割引率は国債の利回りを参考に0.985%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。また、継続使用区画については、使用見込期間を2026年3月から15年と見積り、割引率は国債の利回りを参考に2.923%を使用して計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
期首残高	94,372	95,344
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	972	1,025
資産除去債務の履行による減少額	—	—
見積りの変更による増加額	—	△ 4,275
期末残高	95,344	92,094

（収益認識関係）

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度

（単位：千円）

委託者報酬	13,077,482
運用受託報酬	37,259
投資助言報酬	27,565
その他営業収益	14,575
合計	13,156,882

当事業年度

(単位：千円)

委託者報酬	16,255,417
運用受託報酬	225,098
投資助言報酬	27,600
その他営業収益	12,574
合計	16,520,690

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、（重要な会計方針）5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

前事業年度

(単位：千円)

未収委託者報酬	2,072,469
未収運用受託報酬	15,446
未収投資助言報酬	11,876
合計	2,099,792

当事業年度

(単位：千円)

未収委託者報酬	3,748,130
未収運用受託報酬	133,174
未収投資助言報酬	11,876
合計	3,893,181

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（4）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2024年4月1日 至2025年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有（被 所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファン ドの募集取 扱	支払手数料 の支払 (注1)	4,281,619	未払手数料	813,246

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有（被 所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 岡三証券 グループ	東京都 中央区	18,589,100	証券業	（被所 有） 直接 49.0%	株式の取得	株式の取 得 (注2)	177,217	関係会社株 式	177,217
						出資持分の 取得	出資持分 の取得 (注2)	696,499	その他関係 会社有価 証券	610,818

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有（被 所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファン ドの募集取 扱	支払手数料 の支払 (注1)	5,188,864	未払手数料	1,155,311

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 支払手数料については、過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。
(2) 株式及び出資持分の取得価額については、企業価値を勘案し、双方協議の上、合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

SBIアセットマネジメントグループ株式会社（非上場）

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1株当たり純資産額	14,238円74銭	15,782円94銭
1株当たり当期純利益金額	1,094円01銭	1,540円37銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益金額	1,238,532千円	1,743,855千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	1,238,532千円	1,743,855千円
普通株式の期中平均株式数	1,132,101株	1,132,101株

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額	16,119,698千円	17,867,886千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	16,119,698千円	17,867,886千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	1,132,101株	1,132,101株
(うちA種優先株式)	(554,701株)	(554,701株)

(注) A種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

退職給付制度の改定

当社は、2026年7月1日付で退職給付制度の改定を行い、現行の確定拠出年金制度、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度で構成していた退職給付制度から確定拠出年金制度のみ退職給付制度への移行を予定しております。これに伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 平成19年2月7日)を適用する予定であります。影響額については現在算定中であります。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

2025年9月30日付で定款の変更（目的の変更）を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

三菱UFJ信託銀行株式会社

① 資本金の額

2026年3月末日現在、324,279百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」（資本金の額は、2026年3月末日現在）

名 称	資本金の額（百万円）	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852	
アーク証券株式会社	2,619	
アイザワ証券株式会社	3,000	
阿波証券株式会社	100	
岩井コスモ証券株式会社	13,500	
永和証券株式会社	500	
SMB C日興証券株式会社	135,000	
株式会社 SBI証券	54,323	
岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社	3,000	
岡安証券株式会社	650	
おきぎん証券株式会社	850	
香川証券株式会社	555	
極東証券株式会社	5,251	
寿証券株式会社	305	
篠山証券株式会社	100	
J Pアセット証券株式会社	391	

静岡東海証券株式会社	600	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
島大証券株式会社	100	
十六T T証券株式会社	3,000	
新大垣証券株式会社	175	
株式会社 しん証券さかもと	300	
大熊本証券株式会社	343	
大和証券株式会社	100,000	
東海東京証券株式会社	6,000	
とちぎんT T証券株式会社	1,001	
西日本シティT T証券株式会社	3,000	
ニュース証券株式会社	1,000	
八十二証券株式会社	3,000	
播陽証券株式会社	112	
ひろぎん証券株式会社	5,000	
二浪証券株式会社	100	
P a y P a y証券株式会社	100	
北洋証券株式会社	3,000	
益茂証券株式会社	515	
松井証券株式会社	11,945	
マネックス証券株式会社	13,195	
三菱U F J eスマート証券株式会社	7,196	
水戸証券株式会社	12,272	
むさし証券株式会社	5,000	
めぶき証券株式会社	3,000	
山和証券株式会社	585	
楽天証券株式会社	19,495	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	
ワイエム証券株式会社	1,270	
株式会社 きらやか銀行	24,000	
株式会社 佐賀銀行	16,062	
株式会社 三十三銀行	37,461	
株式会社 静岡中央銀行	2,000	
スルガ銀行 株式会社	30,043	
株式会社 仙台銀行	22,735	
株式会社 東北銀行	13,233	
株式会社 東和銀行	38,653	
株式会社 東日本銀行	38,300	
株式会社 福島銀行 [※]	19,638	
株式会社 北洋銀行 [※]	121,101	

※ ファンドの新規の販売は行いません。換金申込の受付、収益分配金の支払いならびに再投資、および換金代金ならびに償還金の支払い等のみ行います。

2 【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 投資信託財産の保管、管理及び計算
- ② 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 受益権の募集の取扱い
- ② 収益分配金の再投資
- ③ 収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い
- ④ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い
- ⑤ 解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2026年 1月19日	臨時報告書
2026年 4月 6日	有価証券届出書
2026年 4月 6日	有価証券報告書
2026年 4月16日	臨時報告書
2026年 5月20日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2026年6月15日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松本 直也
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小西 正毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI岡三アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI岡三アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による

重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年9月10日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所指定社員 公認会計士 松本 直也
業務執行社員指定社員 公認会計士 小西 正毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本好配当リバランスオープン」の2026年1月8日から2026年7月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本好配当リバランスオープン」の2026年7月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務

諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。